

R7当初スマート水産業普及推進事業に関するQ&A

No.	分類	問	回答
1-1	対象	助成対象となる機械等は何か。	スマート機器を登録するための公募は行いませんが、スマート水産機械等の要件(公募要領別紙5)に該当する機械等を助成対象として、取組の計画を審査します。
1-2	対象	開発中の機械等も助成対象となるか。	対象は市場流通段階のものです。ただし、事業期間中に発売開始のものは対象になります。
1-3	対象	PCやタブレット等を導入することも可能か。	PCやタブレット、ディスプレイ、スマートフォン、衛星通信機器等の汎用性の高いものは対象となりません。
1-4	対象	ソフトウェアの更新は可能か。	連携する通信環境の変化などに応じ、効果的な利用のために行う場合は可能と考えます。
1-5	対象	新規業者も対象となるか。	新規業者も対象です。
1-6	対象	都道府県の水試が事業実施者（機械購入者）になることは可能か。	対象になりません。
1-7	対象	事業実施者は事業実施機関の構成員でなければならないか。	構成員である必要はありません。
1-8	対象	内水面や陸上養殖の取組も対象となるか。	対象となりますが、陸上養殖の場合は事業実施機関に伴走者を配置して頂けるかをお問合せ下さい。
1-9	対象	観賞魚の養殖も対象となるか。	対象となります。
1-10	対象	遊漁での申請は可能か。	本事業は漁業または養殖業のスマート化を目的としており、本事業の趣旨に合わない申請内容である場合、採択できません。
1-11	対象	導入しようとする機器が別紙5の機器分類に該当しない場合は、事業趣旨や性能、目的に該当するかで要件を満たすかどうか判断されるが、それはどのように判断するのか。 申請書に記載された文言のみで判断されるのか、それとも導入しようとする機器のカタログ等により判断されるのか。	カタログ等を追加提出して頂き、総合的に判断されます。
1-12	対象	R3補、R4補で登録機器一覧に掲載されていた機器は、引き続き本事業の補助対象となると考えてよいか。	引き続き本事業の補助対象と考えています。 ただし、『機械の要件を満たしていても、導入利用計画等申請内容』を総合的に審査して、採点の高い順から申請が採択されます。
1-13	対象	民間企業が陸上養殖の事業者として設備を導入する場合、この補助の対象になるか。	Q-Aの1-8の通り、対象となります。ただし、申請をご検討される場合、以下の2点にご留意ください。 ・事業実施機関について 本事業は、原則都道府県単位で設置された事業実施機関が、各漁業者等の具体的な導入計画を基にして、事業実施機関毎の計画を作成し、事業実施主体に申請してもらう形をとっております。 自社が存在する県以外でも、何かしらの拠点が存在する場合には申請は可能なため、自社が展開される予定で相談している県があれば、その県の事業実施機関と相談してみるのも一案と思います。 ・個別計画について 採択には個別のスマート化の計画を立てていただく必要があります。そのために具体的な計画が作ることができるかどうか、というのがポイントとなります。詳細については、当会の事業HPをご確認ください。
2-1	申請	他事業との併用は可能か。	同一の内容について、本事業以外の国、独立行政法人等が助成する事業（補助金、委託費等）との併用は認められません。
2-2	申請	水産業のスマート化推進支援事業(R3補正)、水産業スマート化推進事業（R4 補正）、スマート水産業普及推進事業（R5補正,R6当初）で助成を受けた場合、本事業の助成を受けることはできるのか。別の機械であれば申請可能なのか。	新しい取組を優先的に採択します。 Q2－3と同様に、既存事業の方に何らかの制約がないか、最終的には個別案件毎の判断となります。 また申請時に、過年度における国が実施する他事業の活用状況、今年度申請中の事業、既に採択が決定及び実施している国の事業があれば、その事業名等を公募要領別記様式第2号の調査票に記載いただきます。

2-3	申請	漁業構造改革推進事業（もうかる漁業創設支援事業等）、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（漁船リース事業）、水産業成長産業化沿岸地域創出事業（新リース事業）、競争力強化型機器等導入緊急対策事業、養殖業体質強化緊急総合対策事業で整備した船・機器については、本事業については補助対象外か。	漁船リース事業等他事業の方に何らかの制約がないか、最終的には個別案件毎の判断となりますので、これらの事業実施主体に支障がないか確認してください。注意点として、以下が考えられます。 ・既存事業の補助対象と被っていないか。（既存事業の計画に対象が含まれていないか。） ・既存事業に関連し、すでに締結している契約内容に変更が生じるものでないか。 ・工事にあたり事前に農水省の承認が必要でないか。（船体・施設への機械取付工事等） ・目標の設定はそれぞれ区分可能なものとして整理できるか。 ・既存事業の計画変更を伴うものでないか。（目標設定の変更など） ・これら承認や計画変更を伴う場合、相当の時間を要することもあり、スケジュール上問題ないか。（事業実施期間内にすべて終わるものか。）
2-4	申請	機械の設置のための建屋の工事も補助対象となるか。	公募要領別紙 2 の経費の説明のとおり、機器実装費に含まれないものは補助対象外です。建物等施設の建設工事のような費用は対象外です。
2-5	申請	アプリケーション・クラウドサービスの利用費（月額、年額等）に係る補助対象経費はどのように算出するのか。	アプリケーション・クラウドサービスの利用費のうち補助対象となるものは、当該利用費の見積書等で確認できるもので、利用期間が補助事業の実施期間（～令和8年3月）を超える場合の補助対象経費は、按分等により算出された当該補助対象期間分のみとなります。
2-6	申請	支援サービスタイプは、漁協等が機械を購入して、漁業者にデータを提供するにあたり、複数台必要な場合、上限額内であれば、複数台導入することは可能か。	提供するデータを漁業者に適切に活用いただくために必要な台数であれば可能です。
2-7	申請	予算と採択数の関係で補助額が減額される可能性はあるか。	審査委員会での審議を経て、評価の高い申請から採択します。予算の上限に達した場合、採択できない案件も生じる可能性があります。なお、採択・不採択の判定は、申請のあった補助額及び補助率で判定します。補助額を減額したり、補助率を変更したりして採択することはありません。
2-8	申請	申請者がすでに国の別事業（競争力強化機器等導入緊急対策事業等、所得向上を要件とするもの）を活用し所得向上を図る事業計画に取り組んでいる場合、さらに本事業を活用して成果目標として所得向上を掲げたときは、既存の別事業計画を変更する必要があるか。	Q&Aの2-4をご確認下さい。『既存事業の補助対象と被っていないか。』に該当しますので、この事業での申請ができません。
2-9	申請	成果目標として所得向上を掲げる場合、具体的な指標はあるか。基準値は過去複数年の平均値をとる必要があるか、所得向上は具体的に何パーセント図る必要があるか。	具体的な指標は申請者自身でご記載頂きます。ただし、数値目標は公募要領別紙 4 に従って採点されます。なお、根拠が薄弱なうえ、実現不可能な数値を記載したと思われる場合は、審査で点数が低くされる恐れがあります。
2-10	申請	成果目標として所得向上を掲げる場合、基準となる所得が赤字であっても問題ないか。	問題ありません。赤字がどれだけ改善されるかが審査されます。ただし、1-4応募資格の(2)も判断されます。
2-11	申請	R3補、R4補で漁業者グループとして本事業を活用した漁業者が、個人として本事業の 2 回目の申請をすることは問題ないか。	問題ありません。ただし、計画内容は同一のものではなく、新しい取り組みとして申請いただく必要がございます。上記 Q&Aの2- 3 をご確認ください。

2-12	申請	伴走者には漁業者をサポートする役割が求められているが、申請者が導入しようとしている機器に効果がないと伴走者が判断した場合等に、伴走者の判断で申請を取りやめさせる（伴走者として就くことを拒否する）ことは問題ないか。	本事業では、伴走者がいない状況では申請書を書くことが出来ません。導入を希望する者とよくすり合わせをして下さい。
2-13	申請	試験研究機関と協定を結ぶのは事業実施者ではなく、事業実施機関でしょうか。 事業実施者と試験研究機関が協定を結べば事業実施機関はどこかしらと協定を結ぶ必要はないのでしょうか。	実施者でも実施機関でも、どちらでも良い。 実施者が締結すれば、実施機関が二重に締結する必要は無い。
2-14	申請	事業実施機関と研究機関間で協定を結べばその事業実施機関から申請するものは全て1/2あるいは2/3補助を受けられるのでしょうか。	全てではなく、申請書の別添ごとに(実施者ごとに)、1/2あるいは2 / 3 補助を申請する様式になっている。
2-15	申請	水産業支援サービス提供タイプについて、事業実施者は （１） 漁協あるいは漁連、（２）民間団体、（３）民間企業と定められておりますが、漁業者グループを設立の上で申請して良いか。	「（２）民間団体」として漁業者グループを設立の上で申請可能です。 ただし、申請後の諸々の対応にあたって、事業実施者として責任所在等を整理しておく必要があることから、グループ設立にあたって、それを示す資料（組織及び運営についての規約など）をご用意いただく必要があります。 公募要領の別表１においても、「（２）民間団体」は規約等の定めがある団体として定義されております。
2-16	申請	水産高校との連携について、水産高校と打合せをした際に、水産高校の生徒が現場見学を行う際のバスの手配に係る借り上げ料の予算がないと相談がありました。 スマート水産業普及推進事業の事務費等で積算することができればと考えたのですが、現場見学に係るバスの借り上げ費用について、要求することは可能でしょうか。	事業運営事務費の旅費として申請可能です。 ただし、費用の根拠（領収書等）、現場見学を実施したことの証明（当日の写真やプログラム等）、バスの行程表（別件経費を浮かすための悪用を防ぐため）を実績報告提出時に合わせてご提出頂きます。なお、事業運営事務費は機械実装費の5%を上限としていることから、上限オーバーとならないように御留意下さい。
2-17	申請	高校生がスマート水産の技術を見学する際に、バス代や保険料などは補助対象経費となりますでしょうか。	上記 Q&Aの2-16のとおり、バス代については補助対象となります。 保険料は補助対象とはなりません。「参加する生徒に対する保険」も同様で、保険に入る必要性があるような危険な場所は現地見学会の場として不適切と考えられます。その他経費については、公募要領別紙２経費の説明をご参照下さい。
2-18	申請	事業実施機関がないが、申請は可能か。	本事業は事業実施機関が必須となっているため、県の水産課に問い合わせをして下さい。
2-19	申請	大学生が伴走者になってもよいか。	本事業における伴走者は、地域におけるスマート化の取組をリードする役割を担っております。 大学生は上記役割を十分に担うことが難しいと思われることから、伴走者として認めていません。
2-20	申請	県の全ての申請分を事業実施機関（県デジ協）がとりまとめ、事業実施主体（MF21）に交付申請し、審査されたのち、MF21から県デジ協が交付決定を受け、県デジ協から各事業者へ個々に交付決定を行うという事務の流れになるか。	その通りです。

2-21	申請	補助の対象となるのは機器のみか（スマート機器にパッケージ化されているクラウドサービス等は事業対象になるのか。その場合、補助対象期間の制限はあるか。）	いわゆるアプリ等利用料は、納品から7年度末分(8年3月分)までは補助対象になります（利用料が年単位の場合は、按分により補助対象となります）。但し、年度内でも通信料は補助対象外です。
3-1	計画策定	資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化や養殖業成長産業化に資する取組とはどのようなものか。	取組例として想定しているものは下記です。 <資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化に資する取組の例> ・水産資源の動態把握や資源評価における精度の向上等が図られるもの ・漁場環境把握が高度化し、操業の効率化や赤潮等の自然災害のリスクの軽減等が図られるもの ・資源管理の強化につながるもの <養殖業成長産業化に資する取組の例> ・地域の漁場環境観測網が構築され、赤潮等の自然災害による被害のリスク軽減等が図られるもの ・漁場環境把握の高度化により、操業の効率化や赤潮・貧栄養化等の漁業被害軽減等が図られるもの ・適切な養殖管理や生産性の向上など、養殖業成長産業化総合戦略に掲げる取組の推進に資するもの
3-2	計画策定	国等試験研究機関へのデータ提供はいつまで行う必要があるのか。また、データ受け入れ側は受け取るだけでよいのか。	計画に記載された連携内容に則り、データ提供及び、連携先の国等の試験研究機関においては、資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化や養殖業成長産業化に資するデータの活用を、導入した機械の法定耐用年数以上の期間で行っていただくことが求められます。 なお、データの提供の中止や計画変更が生じる場合は必ず事前に相談してください。
3-3	計画策定	国等の試験研究機関へのデータ提供は、リアルタイムな自動送信ではなく、適宜データがたまった段階における手動の送信であっても問題ないか。	適宜データがたまった段階における手動の送信であっても、問題ありません。
3-4	計画策定	教育機関との連携について、小中学校は連携対象となるか。	小中学校も対象となります。
3-5	計画策定	スマート化取組計画の小計画のうち一部が落ちた場合、頭紙の第4（整理番号入りの箇所）は変更申請する必要があるのか。また、機械等導入支援事業費の総額に基づいて事業運営事務費の上限額が決まるが、減額申請も事業実施機関からする必要はあるのか。	一部の小計画が不採択となった場合でも事業運営事務費が予算内（機器実装費の5%）であれば、そのまま交付決定を行います。 一部の小計画が不採択となった場合で、事業運営事務費が予算（機器実装費の5%）を超えた際は総額に基づいて事業運営事務費を積算し、修正した額と再整理した整理番号でスマート化取組計画を再度提出ください。
3-6	計画策定	スマート化取組計画について、事業開始後、追加で実施希望者が出た場合、途中で変更申請を行うことができるか。	追加公募があった場合は、事業実施機関として整合性がとれるように変更いただくことも可能です。補助対象経費の増に該当し、「重要な変更」として変更交付申請の手続きをとることとなります。
3-7	計画策定	県の研究施設（水産試験場）は連携先になり得るか。（水産試験場も、成果の普及において、一定の役割を果たすと考えられる）	研究施設(水試等)は教育機関とは異なります。教育機関はあくまでも学生が新しい技術等を学ぶ機関です。判断に迷う場合は、事前にお問合せ下さい。
3-8	計画策定	連携協定は、協定書の締結等の形を求められるか。その場合、協定書の様式や記載すべき事項などは定められているか。	伴走者講習会の中で説明。雛形は用意しません。
3-9	計画策定	採否及び補助率（1/3、1/2および2/3）については、県の「スマート化取組計画」の単位ではなく、その下の個別計画ごとに審査、判定されるという理解で良いか。	『その下の個別計画ごとに審査、判定され』ます。

3-10	計画策定	公募要領では教育機関の定義がなく、データの提供や現場見学、外部講師としての特別授業に対応できる機関であれば、公募要領の要件を満たすと考えて良いか。県や漁連が事務局を行っている漁業者育成機関が教育機関となることは可能か。 例) 海の民学舎、漁業就業者育成センター 等	都道府県が運営に携わっている教育機関も要件を満たすものとする。 漁業者育成の場ということもあり、本事業の趣旨にもあっていることから認められるものと思われるが、詳細は当会に確認いただきたい。
3-11	計画策定	補助率1/2対象となる国等の試験研究機関へのデータの提供について、国の試験研究機関以外はどのようなところになりますでしょうか？	都道府県の試験研究機関、公的試験研究機関、大学を想定しています。データ提供先として判断に迷うときは事前にお問い合わせください。
3-12	計画策定	教育機関へデータ提供をすることで補助率2/3対象になりますでしょうか？	教育機関への単なるデータ提供では補助率2/3対象にはなりません。 実施者が教育機関へ教育的な連携としてデータを用いて外部講師として特別授業（授業の方法は双方で合意のもと定める。）の実施や、現場見学を行うことで補助率2/3対象になります。 なお、連携内容及び連携のスケジュールを明記した連携協定を締結し申請の際に提出する必要があります。
3-13	計画策定	事業実施者自らが生産性向上を図るために取得するデータを普及指導組織に提供して指導を受ける場合は、補助率1/2の条件を満たすでしょうか？	普及指導組織が試験研究機関に所属している場合は、試験研究機関へのデータ提供となります。提供を受けたデータの試験研究機関における活用については、研究での活用ではなく、普及指導での活用も条件を満たすものとします。 普及指導での活用については、例えば、事業実施者の生産性向上が効果的に図られるよう、データの取得から取扱・活用に至る事業実施者の取組みに対して、提供を受けた実際のデータに基づいて普及指導し、事業実施者に伴走するようなケースが想定されます。
3-14	計画策定	漁労所得の算出にあたり、現物処理の評価額（家事消費（自家消費））はどのように整理すれば良いでしょうか。	漁業生産に伴う収入として、漁労収入に計上する必要があります。
3-15	計画策定	漁労収入として、自分自身で漁獲・収穫した水産物を自ら加工し、販売した場合は、当該売上を計上することはできますか。	自分自身で漁獲・収穫した水産物等を自ら加工（一次加工）・販売する場合は、当該売上を漁労収入として計上することは可能です（加工（一次）：ボイルわかめ、乾しのり、貝類のむき身、採介藻を乾燥させたもの等）。 なお、一次加工に係る個別の取扱については、事業実施主体である一般社団法人マリノフォーラム21までお問い合わせ下さい。
3-16	計画策定	漁労収入として、現物処理の評価額（家事消費（自家消費））を計上したい場合には、評価額をどのように算出したら良いでしょうか。	現物処理の評価額を漁労収入に計上する場合は、確定申告時の所得税青色申告決算書の「月別売上（収入）金額及び仕入金額表」の「家事消費等」の欄に記載の金額を計上してください（算出方法については税理士又は税務署とご相談の上でご対応下さい）。
3-17	計画策定	雇用労賃のほか専従者（漁業）に対する給与は漁労支出に計上することはできますか。	専従者（漁業）とは、個人経営体において事業主の元で漁業に従事する家族従業員のことであり、これらの者への給与は経営体外に支出されるものではないため、漁労支出及び漁労外支出のいずれにも計上することはできません。
3-18	計画策定	漁業関係保険料にはどのような費用が含まれますか。	漁業関係保険料（漁業共済・漁船保険・積立ぶらす・漁業経営セーフティーネット構築事業の積立金等）が考えられます。 ただし、同積立金等に関し「預け金」等にて資産計上している場合には、漁労支出等の支出には該当しません。
3-19	計画策定	漁業関係の「制度受取金等」は、どのように整理すればよろしいでしょうか。	漁労外収入（④漁労外事業所得（その他の所得）に記載）として整理いただく必要があります。 漁業関係の「制度受取金等」とは、漁業に関わる保険金の受取金、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づき支払われた共済金の受取金、各種の損害補償金、補助・助成金等が含まれます（補助金収入（資源調査・海底耕うん、傭船等）を除く）。
3-20	計画策定	漁労外事業所得において、漁労外支出はどのように整理すれば良いでしょうか。	以下の費目については、漁業生産以外に係る支出として整理し、 漁労外収入と上記額の差額を④漁労外事業所得（その他の所得）に記載いただくようお願いします。 ・漁労外収入に関する活動に必要な原価・費用 ・支払利息 等

3-21	計画策定	Q&A等に例示の無い収入・支出に係る費目については、漁労収入・漁労支出・漁労外収入・漁労外支出のいずれに計上すれば良いでしょうか。	Q&A等に例示されていない収入・支出に係る費目の扱いについては、事業実施主体である一般社団法人マリノフォーラム21までお問い合わせ下さい。
4-1	納品	実績報告書は、機器購入・設置後速やかに作成し、1か月以内に提出することとなっているが、機械を実際に利用するのはその後でも差支えないか。	機器の発注は、交付決定後になります。実績報告書の提出締め切りまでに、納品、設置、代金全額支払い等が完了していなければなりません。設置後稼働できるようにしておくことは必要です。
4-2	納品	本事業は導入された機械等は耐用年数が終了するまで利用するということか。	取得財産等については、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱に規定する処分の制限を受ける期間（（残存耐用年数期間、以下「処分制限期間」という。）においては、本事業終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効率的な利用を図らなければなりません。また、処分制限期間においては、取得財産等のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の財産について、補助金の交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、事業実施機関を通して農林水産大臣の承認を受けなければなりません。
4-3	納品	財産管理台帳の作成を求めているが、これは事業実施機関に対してかそれとも事業実施者に対してか。	事業実施者と一部事業実施機関（事業運営事務費によって物品を購入した場合等）です。なお、事業実施者は、事業終了後も事業実施機関の指導の下、善良な管理者の注意義務(善管義務)をもって、機械の管理及び効率的な利用を図る必要があります。
4-4	納品	機械等の代金支払いを複数回で行いたいが、支払いが事業実施期間後になってしまった場合、補助対象となるか。	支払いは交付決定後であり、すべての支払いが事業実施期間内に完了し、定められた期限までに実績報告書の提出がなければ、補助金の支払いはできません。実績報告書の提出が遅れた場合、既に支払った金額も含めて、代金全額が補助対象外となります。
4-5	納品	助成金の受入れ口座は新たに開設する必要があるか。	明確に仕分けがされていれば、既存の口座でも可能です。
4-6	納品	銀行振込で代金を支払ったが、取引先が領収書を発行してくれたので、それを支払の根拠資料として保管すればよいか。	代金支払いの証拠書類としては、銀行振込受領書（振込先・振込額が分かるもの）も保管して下さい。
5-1	報告	目標年度の翌年度の7月末までに成果目標の達成状況の国への報告となっているが、事業実施機関が開催すべき報告会は、開催期限の決まりはあるのか。	事業実施機関が県内で報告会を開催したうえで、国へ報告いただきたいので、国への報告期限に間に合うように報告会を開催ください。なお、令和7年度中に機械等を導入した場合は、令和9年度が目標年度となり、令和10年7月末が国への達成状況の報告期限となります。
5-2	報告	成果目標達成状況報告書（別記様式第11号）に関しては伴走者の義務であり、この作成に対しては伴走者の責任となるのか。評価が適切ではない、そもそも報告書が提出されないなどの場合は補助金返還の可能性があり、その責任は伴走者にあるのか。	目標の達成状況を確認するために必要な書類を提出や報告を事業実施者から受けた伴走者は、成果目標達成状況報告書を事業実施機関に提出することとしています。なお、事業実施者から提出された書類や報告に偽りがあった場合や、事業実施者が書類の提出や報告を行わなかったために伴走者が成果目標達成状況報告書を提出できなかった場合は、事業実施者の責任となります。また、不正行為や虚偽があった場合は別として、成果目標に達していない等の理由で補助金返還となることはありません。
5-3	報告	事業の継続が不可能な漁業者が出た場合、どのような手続きが必要か？	状況により、申請様式が異なりますので、ご不明点等がある場合は当会までお問合せ下さい。
5-4	報告	概算払いは可能か。	原則、精算払いですが、必要であれば当会までご相談下さい。当会における概算払は事業実施者による機械購入代金の支払いが終わった状況（一度全額を支払って頂く必要があります）で信憑書類が全て揃った時点において（不足なくご提出頂きます）、事業実施機関からの実績報告書提出前に請求して補助金を受け取ることと定義しております。機械を購入する（代金を支払う）前に補助金を請求することは出来ませんので、予めご理解頂いた上で申請書のご提出をお願いいたします。
6-1	事務費	普及活動費、事業運営事務費は、どのような流れでいつ頃請求・受領できるのか。遡及して経費計上できるのか（申請前の説明会経費など）。	事業実施機関が開催する勉強会等の開催、視察など、スマート水産業の伝播・普及に係る経費として、普及活動費を申請する場合は、運用通知別記様式第1号にて当会へ別にお知らせする期間に申請ください。対象は、水産業のスマート化を普及するうえで必要であると合理的な説明ができるものについてとなりますのでご留意下さい。 スマート水産機械等導入利用支援事業に係る事務費については、別記様式第5号にて当会が指定する公募期間内に申請下さい。 いずれにしてもそれぞれの申請の交付決定～実績報告期間に実施された経費への補助となります。

6-2	事務費	普及活動費について、視察会やワークショップ、勉強会等へ参加するための旅費の対象範囲はどこまでか。また、旅費は何に基づいて申請・精算されるのか。	主催者側/講師としてではない場合、事業実施者/伴走者となり得る者（運用通知の（３）定義を参照。実際に事業実施者/伴走者にならない場合も含む）が対象となります。主催者側/講師としての場合、事業実施者/伴走者となり得る者でなくとも対象となります。既存の旅費規程等（事業実施機関または、県庁の規定に準ずるもの）に基づいて適切な経理処理をして下さい。
6-3	事務費	海外への旅費は認められるのか。	原則、国内のみを対象とします。
6-4	事務費	R10年度の目標達成状況の評価や報告会開催等に係る費用は補助対象経費となるのか。	本事業の補助対象経費は交付決定から事業実施期間終了（令和7年度に交付申請した場合は同年度の実績報告時）までに実施したものが対象となります。
6-5	事務費	事業実施者や伴走者等宛への振り込み手数料を経費として計上可能か。	可能です。事業実施機関から実績報告書提出時（精算払い時）に合算して請求して頂くことが可能です。精算後に振込明細書をご提出頂きます。
6-6	事務費	事務作業を外部委託したいが可能か。また上限額はあるか。	委託は可能ですが、要件については、公募要領別紙２経費の説明の⑧委託費をご参照下さい。
6-7	事務費	概算払いは可能か。	原則、精算払いですが、必要であれば当会までご相談下さい。
7-1	その他	サービス利用導入タイプについて費用を取っていいのか。	サービスを提供するわけですので、その料金を取ることは可能です。
7-2	その他	伴走者は、リスト化されてHPで公表するのか。	伴走者リストは公表しません。事業実施機関が適切な者を伴走者として事業実施者にご紹介下さい。
7-3	その他	普及活動費はいくらか。	定額補助。ただし、使用額が申請額30%以上減の場合（『水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年３月26日21水港第2597号水産庁長官通知　最終改正令和７年４月11日付け７水漁第72号）の1-3-(1)スマート水産業推進緊急事業のうちスマート水産業普及推進事業の（４）のアの（エ）』を参照下さい）は計画変更申請が必要となりますので、ご注意下さい。